

サークル活動に関する注意事項

I 飲酒について

次の事項は、懲戒処分の対象になる場合がありますので、絶対にしないでください。

- ① 未成年の飲酒（法律で禁じられており、飲ませた成年者が罰せられる場合がある。）
- ② 飲酒運転（酒気帯び・酒酔い運転、「ノムなら乗るな！乗るならノムな！」）
- ③ イッキ飲み、飲酒の強要等、無謀な振る舞い
- ④ 飲酒時、周囲の方々への迷惑行為（「ノンダ」から許されることなど、ありません。）
- ⑤ ハラスメント（飲酒時も通常でも同様です。）

II 交通手段について

移動手段は公共の交通機関（JRやバス等々）等を利用してください。

なお、公共の交通機関等が利用できない場所が目的地になる等、やむを得ない理由により、自家用車等で移動する場合は、各自の自己責任において行ってください。くれぐれも事故を起こしたり、もらい事故に遭わないように十分注意してください。

また、事前に次の事項を確認するなどし、安全な運転等に心掛けてください。

- ① 使用車両が車検を受け、自動車検査証の有効期間内であるか。
- ② 自賠責保険及び任意保険に加入しているか。
- ③ 運転を担当する者が、酒に酔った状態、酒気を帯びている。疲労等はないか等々。
- ④ 道路交通法や運転マナーの順守は問題ないか。

III 保険について

皆さんは、入学時に学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）及び学生教育災害傷害保険付帯賠償責任保険に加入することを推奨されており、任意で加入しています。また、入学時に学生教育研究災害傷害保険付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）、又は大学生協の全国大学生協共済生活協同組合連合会の共済保険に任意で加入しています。個人的に他の保険へ加入している場合もありますので、ご自身の保険加入状況を確認し、万一の場合に備えてください。

「学研災」加入者は、サークル活動中の事故等で傷害を負った場合は、保険の対象になります。

「付帯学総」加入者は、サークル活動中に他人にケガを負わせた場合や他人の物を損壊させた場合の損害賠償についても保険の対象になります。

その他、生協の共済保険や個人的に他の保険に加入している場合は、生協や関係保険会社等に保障の範囲等について確認願います。

ただし、これまで記した保険等の加入がない場合は、当該サークルで4名以上の団体が加入できるスポーツ安全保険（対象；スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、詳しくは、スポーツ安全協会ホームページ（URL <https://www.sportsanzen.org>）でご確認ください）等がありますので、加入についてご検討ください。サークル活動中の遭難等に係る捜査費用等については、一切、保障がないので、必要な場合は、別途、当該活動に関わる保険への加入が必要となります。（例：山岳保険、ヨット保険等）

また、サークル活動のための移動に伴う自動車事故は、当該運転者の任意保険等で対応することになります。

IV サークル活動に関わる諸届について

先の「III 保険について」で、サークル活動中における傷害や損害賠償について補償の対象になる旨記していますが、事前に、活動場所や時間等を大学に届け出ている必要があります。

特に、「大学の管理下において」という条件付きの補償になりますので十分留意してください。

大学構内における活動については、普段の施設使用願等で把握可能ですが、学外において活動する場合は、ほとんどが把握不可能です。その際は、顧問教員及び大学が活動内容等を把握するためにも「学校施設外課外活動届」の届出を行ってください。

万一、部員がケガ等を負った場合も、その届出の範囲内でのケガについて、大学で証明することになりますので、十分留意してください。